

障がい者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と 事業主体が異なる 場合はそれぞれ 表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫 補助 (有・無)
20 依存症対策推進事業補助金	<p>依存症に関連する問題（アルコール関連問題、薬物依存症、ギャンブル依存症）の対策に取り組む民間団体が事業に要する報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報酬費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、改造費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金及び交付金等。 （〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費）</p>	<p>依存症に関連する問題の対策を実施する民間団体（依存症当事者やその家族により構成され、代表者を決めていない共同体も含む。）</p>	<p>10/10 (1団体10万円以内)</p>	<p>交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合</p>		有
21 障がい者芸術文化活動普及支援事業補助金	<p>障がい者の重要な社会活動の一つである芸術文化活動の推進につながる体制の整備等、障がい者の芸術文化活動支援に要する経費</p>	<p>障がい者の芸術文化活動支援を行う民間団体</p>	<p>5,000千円以内</p>	<p>交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）がある場合</p>		有
22 熊本県障がい福祉従事者研修受講促進事業補助金	<p>平成29年8月1日障発0801第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業の実施について（運営要領）」に基づき、障害福祉サービス等に従事する現任職員が、専門性向上のための以下の研修を受講している期間における代替職員確保のための経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修、実践研修) 2 同行援護従業者養成研修(一般課程、応用課程) 3 行動援護従業者養成研修 	<p>社会福祉法人、医療法人、公益法人、特定非営利活動法人等</p>	<p>別に定める補助基準額と事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方に1/2を乗じた額以内</p>	<p>事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合</p>		有